

# 令和6年度 岡山県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

## 1. 目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項の規定に基づき、同項各号に該当する者等が放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

2. 主催 岡山県（委託先：特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会）

## 3. カリキュラム内容

<b>1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解 【4.5時間】</b>
1-① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
1-② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
1-③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
<b>2. 子どもを理解するための基礎知識 【6時間】</b>
2-④ 子どもの発達理解
2-⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
2-⑥ 障害のある子どもの理解
2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
<b>3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援 【4.5時間】</b>
3-⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
3-⑨ 子どもの遊びの理解と支援
3-⑩ 障害のある子どもの育成支援
<b>4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力 【3時間】</b>
4-⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
4-⑫ 学校・地域との連携
<b>5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応 【3時間】</b>
5-⑬ 子どもの生活面における対応
5-⑭ 安全対策・緊急時対応
<b>6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能 【3時間】</b>
6-⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
6-⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

#### 4. 実施日程・会場

①前期会場（6月～7月）※受講申し込みは、締め切りました。

<岡山会場> 定員 100 名

会場：岡山県生涯学習センター情報・創作棟 2階大会議室

〒700-0016 岡山市北区伊島町 3 丁目 1 番 1 号 駐車場有

	6/15 (土)		6/29 (土)	7/7 (日)	7/15(月・祝)
09:30~ 09:45	初回 ガイダンス	09:30~ 11:00	2-⑤	3-⑧	4-⑪
09:45~ 11:15	1-①	11:10~ 12:40	2-⑦	3-⑨	4-⑫
11:25~ 12:55	1-②	13:30~ 15:00	2-⑥	5-⑬	6-⑮
13:45~ 15:15	1-③	15:10~ 16:40	3-⑩	5-⑭	6-⑯
15:25~ 16:55	2-④	16:40~ 16:45			終了 ガイダンス
講 師	中田 周作 (中国学園大学)		佐藤 伸隆 (中国学園大学)	中野 健汰 (放課後児童 支援員)	籠田 桂子 (放課後児童 支援員)

②後期会場（9月～12月）

<岡山平日会場> 定員 100 名

会場：西川原プラザ本館 2階大会議室 〒703-8508 岡山市中区西川原 255 駐車場有

	9/10 (火)	9/27 (金)	10/3 (木)	10/10 (木)	11/20 (水)	11/28 (木)	12/5 (木)	12/12 (木)
09:15~ 09:30	初回ガイダ ンス							
09:30~ 11:00	1-①	1-③	2-⑤	2-⑥	3-⑧	5-⑬	4-⑪	6-⑮
11:10~ 12:40	1-②	2-④	2-⑦	3-⑩	3-⑨	5-⑭	4-⑫	6-⑯
12:40~ 12:45								終了ガイダ ンス
講 師	住野好久 (中国学園 大学)	住野好久 (中国学園 大学)	中山芳一 (岡山大学)	原田 新 (岡山大学)	若井 暁 (放課後児童 支援員)	若井 暁 (放課後児童 支援員)	矢吹真子 (放課後児童 支援員)	籠田桂子 (放課後児童 支援員)

<倉敷会場> 定員：80名

会場：ライフパーク倉敷 中ホール 〒712-8046 倉敷市福田町古新田 940 駐車場有  
11月3(日・祝)のみ、開催場所が、同会場内の視聴覚ホールとなります。

	9/15(日)	9/29(日)	10/13(日)	11/3(日・祝)
09:15~09:30	初回ガイダンス			
09:30~11:00	1-①	2-⑤	3-⑧	4-⑪
11:10~12:40	1-②	2-⑦	3-⑨	4-⑫
13:30~15:00	1-③	2-⑥	5-⑬	6-⑮
15:10~16:40	2-④	3-⑩	5-⑭	6-⑯
16:40~16:45				終了ガイダンス
講師	中山 芳一 (岡山大学)	中山 芳一 (岡山大学)	中山 芳一 (岡山大学)	籠田 桂子 (放課後児童支援員)

<総社会場> 定員：150名

会場：岡山県立大学 学部共通棟(南)8206 講義室 〒719-1197 総社市窪木 111 駐車場有

	9/8(日)	9/28(土)	10/19(土)	11/10(日)
09:15~09:30	初回ガイダンス			
09:30~11:00	1-①	2-⑤	3-⑧	4-⑪
11:10~12:40	1-②	2-⑦	3-⑨	4-⑫
13:30~15:00	1-③	2-⑥	5-⑬	6-⑮
15:10~16:40	2-④	3-⑩	5-⑭	6-⑯
16:40~16:45				終了ガイダンス
講師	住野 好久 (中国学園大学)	⑤⑦周防美智子 (岡山県立大学) ⑥⑩佐藤 伸隆 (中国学園大学)	中山 芳一 (岡山大学)	籠田 桂子 (放課後児童支援員)

<津山会場> 定員：70名

会場：美作大学 5号館 525教室 〒708-8511 津山市北園町 50 駐車場有

	9/1(日)	9/16(月・祝)	10/5(土)	10/20(日)
09:15~09:30	初回ガイダンス			
09:30~11:00	1-①	2-⑤	3-⑧	4-⑪
11:10~12:40	1-②	2-⑦	3-⑨	4-⑫
13:30~15:00	1-③	2-⑥	5-⑬	6-⑮
15:10~16:40	2-④	3-⑩	5-⑭	6-⑯
16:40~16:45				終了ガイダンス
講師	中田 周作 (中国学園大学)	中山 芳一 (岡山大学)	若井 暁 (放課後児童支援員)	籠田 桂子 (放課後児童支援員)

## 5. 応募できる方

以下の（１）（２）のいずれにも該当する方です。

### （１）基準省令第１０条第３項各号のいずれかに該当する

#### 【基準第１０条第３項抜粋】

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
- 十 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

### （２）県内の放課後児童健全育成事業所において利用者の支援に従事する職員または従事する意思がある者

（注 1）「県内の放課後児童健全育成事業所」は、児童福祉法第 34 条の 8 の規定に基づき、市町村が行う又は市町村長に届け出て行う放課後児童健全育成事業の事業所に限ります。

## 6. 研修科目の一部免除

こども家庭庁「放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン」3.（6）「研修科目の一部免除」ア～ウに該当する方（保育士、社会福祉士、教員の各有資格者）は、定める科目を免除することができます。対象者は、当該資格を有することを証する書類を必ず提出してください。

### ア 保育士の資格を有する者

「2-④子どもの発達理解」「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

「2-⑥障害のある子どもの理解」「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」計 4 科目

イ 社会福祉士の資格を有する者

「2-⑥障害のある子どもの理解」「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」計2科目

ウ 教諭となる資格を有する者

「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」計2科目

## 7. 必要経費

テキスト代 2,300円（税込） 各会場1日目に現金と引き換えでお渡しします。  
なお、受講料は無料です。

## 8. 受講申込方法

### (1) 申し込み先

- ・現に放課後児童クラブに従事している方→クラブ所在の市町村の担当課に提出
- ・現に放課後児童クラブに従事していない方（従事する意思のある方）  
→日本放課後児童指導員協会に郵送

（申込先）（特非）日本放課後児童指導員協会

〒700-0818 岡山市北区蕃山町4-5 岡山繊維会館4階

(2) 受講申込締切日 ※締切後の受付はいたしません。

・前半会場を希望とする場合 → 令和6年5月24日（金）必着

・後半会場を希望とする場合 → 令和6年8月9日（金）必着

### (3) 受講申込に必要な書類等

①	受講申込書 (様式1)	所定の受講申込書に必要事項を記入してください。(コピー使用可) 縦3cm×横2.4cm無帽正面で申込3ヶ月以内に撮影した写真(裏面に氏名を記入)を貼ってください。
※ ②	基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類の写し	各種資格証の写し、実務経験証明書(様式2)、卒業証明書、勤務証明書(様式3)等
③	放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証(写し)	該当者のみ ③を提出の場合、②の提出は不要です。

※②基準第10条第3項各号に該当することを証明する書類について

1号該当(保育士)→資格証

2号該当(社会福祉士)→資格証

3号該当(高卒等の者であって、2年以上かつ2,000時間以上児童福祉事業に従事した者)

※研修修了時まで要件を満たす場合も含む。

→雇用時に高卒等を確認済の実務経験証明書(様式2)

4号該当(教育職員免許法第4条に規定する免許状資格を持つ者)→資格証

5号該当(大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者)

→卒業証書・卒業証明書の写し（学士の名称が分かるもの）

6号該当（大学にて社会福祉学等の課程を優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者）→成績証明書・大学院入学認定書類

7号該当（大学院にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）→卒業証明書

8号該当（外国の大学にて社会福祉学等の課程を修めて卒業した者）→卒業証明書

9号該当（高卒等の者であって、2年以上かつ2,000時間以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者で、市町村長が適当と認めた者）→卒業証明書・勤務証明書（様式3 ※市町村長の証明印の入ったもの）

10号該当（5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの）※中卒の方→勤務証明書（様式3 ※市町村長の証明印の入ったもの又は、市町村長が適当と認めたことが分かる証明書が添付されたもの）

※上記の証明書と、受講申込書で姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類（戸籍抄本の写し）も併せて添付してください。

#### 9. 受講申込受理通知書の送付

受講申込が受理された方には、以下の書類を開講日1週間前頃までに本人宛に発送します。到着しない場合は、日本放課後児童指導員協会にお問い合わせください。

**<受講申込が受理された方へ送付する書類>**

**\* 受講決定通知書 \* 日程表 \* 会場案内**

#### 10. 申込みにあたっての留意事項

(1) 研修では座席を指定します。視力・聴力・体調等の兼ね合いで座席位置等に配慮が必要な方や、その他研修の受講にあたって事前に申し送りしておくべき事情等がある方は、必ず申込書内の特記事項欄にご記入ください。内容を確認の上、可能な範囲で対応いたします。なお、研修当日に会場で申し出いただいても内容によっては対応できかねますので、ご了承ください。

(2) 定員の超過状況によっては、会場を調整する場合がありますので、受講申込書には、受講を希望する回を第1・第2希望まで記入してください。第1希望しか書かれておらず、その会場が定員超過した場合は、受講をお断りする場合があります。

(3) 受講申込受理通知書が届き、受講が決定した後で受講の辞退を希望する場合は、日本放課後児童指導員協会まで必ず連絡してください。

(4) 申込書類の記載内容に虚偽があった場合、たとえ資格取得後であっても資格を取り消されることがあります。

(5) 申込書類に記載いただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、こども家庭庁への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互利用・

提供のために使用します。

(6) 警報級の暴風・暴風雪・大雪などが予想される場合は、前日夕方5時に実施の有無を判断いたします。尚、中止等の連絡は、実施先となる日本放課後児童指導員協会のホームページに掲載しますので、各自ご確認ください。

(予定通り実施する場合は、案内の掲載はありません。)

<http://www.ja-acc.jp> ←「日本放課後」で検索ください。

(7) 必要に応じて、研修実施先（日本放課後児童指導員協会 TEL 086-224-4101）より電話で連絡を差し上げる場合がございますので、電話に出るようにしてください。都合で出られなかった場合は、必ず折り返しの連絡をお願いします。

(8) この研修では、研修内容の理解確認のため、レポートの提出が課されます（※研修最終日から2週間以内に提出。具体的な提出期限は研修最終日に案内）。レポートは合否を判定するものではありませんが、未提出の場合は修了とはなりません。

(9) 研修実施にあたり、主催者または研修実施機関の指示に従わない場合や、他の受講者の方に迷惑をかける等、不適切な行為があった場合には、受講の継続を認めない場合があります。

## 11. 修了後について

24時間の全課程を修了した方に、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を本人宛にお送りします。なお、病気等のやむを得ない理由による欠席で全課程修了していない方には、一部科目修了証をお送りします（1年間有効。振替受講で全課程を修了次第、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します）。

## よくあるご質問

### Q. 都合で行けない日は、他会場で受講できますか？

他会場への振替受講は可能です。但し、「振替希望届出書」を振替受講する日の3日前までに日本放課後児童指導員協会事務局に提出してください（FAX・Eメール・受付時）。電話や口頭では受け付けておりません。また、連絡なしで当日来られても受講はできませんのでご留意願います。

### Q. 会場に駐車場はありますか？

各施設内に無料の駐車場がございます。必ず指定された場所に駐車してください。詳細については、受講決定通知書にてご案内します。

### Q. 遅刻したらどうなりますか？

講義開始後10分以上の遅刻・早退は、欠席扱いとなります。欠席となった科目のみ、他会場で受講いただくか、来年度ご受講ください。

### Q. 資格証（保育士、教員免許）が見当たらないのですが、免除希望しなければ提出しなくてもいいですか？

3号（2年以上、2,000時間実務経験のある方）に該当し、免除科目を希望しない場合は、資格証の添付は不要です。3号に必要な実務経験証明書のみ提出してください。

### Q. 9号の資格要件とされている放課後児童健全育成事業に類似する事業とは具体的にどのような事業ですか？

放課後子ども教室、放課後児童健全育成事業所登録されていない民間学童、プレイパーク等を想定しています。

### Q. 免除の科目も受講できますか？

免除対象の科目も受講可能です。現在の視点で学びなおしていただくためにも、ご受講をおすすめします。

●初日に必要な持ち物・会場の詳細案内は、受理通知書と一緒に郵送いたします。

●受講中の留意事項（欠席の場合・レポート）の詳細は、初回ガイダンスでお伝えいたします。

<問い合わせ先> ※お問い合わせいただく前に、この要項を熟読してください。

（資格制度その他に関すること）

岡山県子ども・福祉部子ども未来課子育て支援班（担当：氏平）

TEL (086) 226-7348 FAX (086) 226-7902

（研修に関すること）

（特非）日本放課後児童指導員協会（開局時間：月～金 10時～18時）

〒700-0818 岡山市北区蕃山町4-5 岡山繊維会館4階

TEL (086) 224-4101 FAX (086) 206-4222 E-mail info@ja-acc.jp